

秋田県告示第568号

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第7条第1項の規定により、次のとおり令和3年度クリーニング師試験を実施するので、クリーニング業法施行細則（昭和31年秋田県規則第6号）第4条の規定に基づき、公告する。

令和3年11月12日

秋田県知事 佐竹敬久

1 試験の日時及び場所

(1) 日時

令和4年3月5日（土）午前9時30分から

(2) 場所

秋田市新屋町字砂奴寄4番地53 秋田技術専門校ハードウェア室ほか

2 受験手数料

(1) 金額

10,000円

(2) 納付方法

受験願書提出の際、相当額の秋田県証紙を証紙納付書に添付して納付すること。

3 受験願書の交付及び受付

(1) 交付期間

令和3年11月29日（月）から同年12月17日（金）までの午前8時30分から午後5時まで（日曜日及び土曜日を除く。）

(2) 交付場所

ア 秋田市山王四丁目1番1号 秋田県生活環境部生活衛生課

イ 住所地を管轄する次の各地域振興局福祉環境部（秋田市に住所地を有する者にあつては秋田地域振興局福祉環境部、県外に住所地を有する者にあつては秋田県内の最寄りの地域振興局福祉環境部）

(ア) 大館市十二所字平内新田237番地1 秋田県北秋田地域振興局大館福祉環境部

(イ) 北秋田市鷹巣字東中岱76番地1 秋田県北秋田地域振興局鷹巣阿仁福祉環境部

(ウ) 能代市御指南町1番10号 秋田県山本地域振興局福祉環境部

(エ) 潟上市昭和乱橋字古開172番地1 秋田県秋田地域振興局福祉環境部

(オ) 由利本荘市水林408番地 秋田県由利地域振興局福祉環境部

(カ) 大仙市大曲上栄町13番62号 秋田県仙北地域振興局福祉環境部

(キ) 横手市旭川一丁目3番46号 秋田県平鹿地域振興局福祉環境部

(ク) 湯沢市千石町二丁目1番10号 秋田県雄勝地域振興局福祉環境部

ウ 秋田県公式Webサイト「美の国あきたネット」(<https://www.pref.akita.lg.jp/>) からダウンロード

（トップページ>部署別一覧>生活環境部>生活衛生課>クリーニング（クリーニング所、クリーニング師など）に関する事>令和3年度秋田県クリーニング師試験について）

(3) 受付期間

令和3年12月3日（金）から同月17日（金）までの午前8時30分から午後5時（日曜日及び土曜日を除く。）

郵送の場合は、締切日までの消印があるものに限り受け付ける。

(4) 受付場所

住所地を管轄する県の各地域振興局福祉環境部（秋田市に住所地を有する者にあつては秋田地域振興局福祉環境部、県外に住所地を有する者にあつては秋田県内の最寄りの地域振興局福祉環境部）で受け付ける。

郵送の場合は、封筒の表に「クリーニング師試験受験願書在中」と朱書すること。

4 合格発表

令和4年3月18日（金）午前9時に秋田県庁正面公告板、各地域振興局福祉環境部掲示板、秋田県公式Webサイト「美の国あきたネット」(<https://www.pref.akita.lg.jp/>) に掲示する。

5 その他

詳細については、秋田県生活環境部生活衛生課（電話018-860-1592）又は各地域振興局福祉環境部に問い合わせること。